毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○入会林野整備計画の認可（八〇六・秋田地域振興局農林部）……1
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（八〇七・商工業振興課）……1
○建築基準法による道路位置の指定（八〇八・北秋田地域振興局建設部）……2

公　告

○特定調達契約に係る落札者の決定（国際教養大学設置準備事務局）三件……2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）……3
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……3
○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……4
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）……4
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（管財課）……5

告　示

秋田県告示第八百六号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、五城目町中津又地区入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　整備計画の名称　五城目町中津又地区入会林野整備計画

二　認可の年月日　平成十五年十月七日

秋田県告示第八百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要

(一)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社タカヤナギ　代表取締役　高　柳　恭　侑

大曲市川の目字町東三十三番地

(二)　大規模小売店舗の名称及び所在地

グランマート泉店

秋田市泉菅野二丁目一番一号

(三)　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

ア　変更前　株式会社タカヤナギほか三者

イ　変更後　株式会社タカヤナギほか四者

(四)　変更の年月日

平成十五年九月十三日

(五)　変更する理由

テナントの新規導入による

二　届出年月日

平成十五年九月二十六日

三　関係書類の縦覧場所及び期間

(一)　縦覧場所

県庁第二庁舎一階　県政情報資料室

秋田市役所　商業観光課

(二)　縦覧期間

平成十五年十月七日から平成十六年二月九日まで

四　意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課

五　意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一)　意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田郡森吉町米内沢字七曲二十三番地 森吉町長　松　橋　久太郎	北秋田郡森吉町米内沢字田ノ沢二番五の内、十八番三の内、十八番五、十九番三の内及び十九番八	八十三・二メートル	四・九二メートル	平成十五年九月二十五日

公　告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　落札に係る特定役務の名称及び数量
　国際教養大学図書システム整備業務　一式
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　企画振興部国際教養大学設置準備事務局　秋田市山王三丁目一番一号
三　落札者を決定した日
　平成十五年九月十七日（水）
四　落札者の名称及び住所
　扶桑電通株式会社秋田営業所　秋田市山王三丁目一番十二号
五　落札金額
　四千二十一万五千円
六　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
七　一般競争入札の公告を行った日
　平成十五年八月一日

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　国際教養大学事務管理システム整備業務　一式
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　企画振興部国際教養大学設置準備事務局　秋田市山王三丁目一番一号
三　随意契約の相手方を決定した日
　平成十五年八月二十一日（木）
四　随意契約の相手方の名称及び住所
　富士通株式会社秋田支店　秋田市中通二丁目三番八号
五　随意契約に係る契約金額
　一億六百二十六万円
六　随意契約の理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　落札に係る特定役務の名称及び数量
　国際教養大学情報ネットワークシステム基盤整備業務　一式
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　企画振興部国際教養大学設置準備事務局　秋田市山王三丁目一番一号
三　落札者を決定した日
　平成十五年八月二十日（水）
四　落札者の名称及び住所
　日立電線株式会社　東京都千代田区大手町一丁目六番一号
五　落札金額
　一億八百十五万円
六　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
七　一般競争入札の公告を行った日
　平成十五年七月一日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、峰浜村大沢土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任理事の住所及び氏名

山本郡峰浜村塙字豊後長根八番地	白鳥禮一
〃　〃　〃　百四十番地	水木寿保
〃　〃　〃　百四十三番地	高杉周一
〃　〃　〃　百三十八番地二	高杉雄一
〃　〃　字上才神三十番地	畠山和之
〃　〃　字横内家下五十二番地	白鳥金悦
〃　〃　〃　三十一番地	藤嶋勝美
〃　〃　〃　板形字上強坂二十四番地	川村金一
〃　〃　畑谷字川端七十四番地	後藤祐誠
山本郡峰浜村畑谷字川端百十四番地一	佐々木繁夫
〃　〃　板形字強坂十二番地	伊藤隆満
〃　〃　〃　十三番地二	伊藤勝美

二　就任理事の住所及び氏名

山本郡峰浜村塙字豊後長根八番地	白鳥禮一
〃　〃　〃　百四十番地	水木寿保
〃　〃　〃　百四十三番地	高杉周一
〃　〃　小手萩字若狭台九番地八	日沼勝義
〃　〃　塙字上才神二十八番地	白鳥正幸
〃　〃　字横内家下五十二番地	白鳥金悦
〃　〃　二十九番地	藤嶋康忠
〃　〃　板形字上強坂二十五番地	川村一則
〃　〃　畑谷字川端七十四番地	後藤祐誠
〃　〃　九十一番地	後藤国夫
〃　〃　百二十番地一	佐々木一雄
〃　〃　板形字強坂十三番地二	伊藤勝美
〃　〃　三十三番地	鈴木清美

三　退任監事の住所及び氏名

山本郡峰浜村塙字長漕九十番地	水木勝也
〃　〃　畑谷字川端百十二番地	藤田正意

四　就任監事の住所及び氏名

山本郡峰浜村塙字長漕九十番地	水木勝也
〃　〃　字坊沢七十八番地	白鳥鉄永
〃　〃　畑谷字川端百十四番地一	佐々木繁夫

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、若美町福川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任監事の住所及び氏名

南秋田郡若美町福川字福川三十九番地二	吉田与光
〃　〃　〃　二番地	吉田寿
〃　〃　〃　三十一番地	斎藤豊雄

二　就任監事の住所及び氏名

南秋田郡若美町福川字福川四番地　吉田定則
〃　〃　〃　三十六番地二　鈴木正美
〃　〃　〃　五十八番地　鈴木富男

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年九月二十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺田典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺田典城

一　入札に付する事項
(一)　購入物品の名称及び数量
小型四輪貨物自動車（バン型）　六台
(二)　購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
(三)　納入期限
平成十五年十二月十九日（金）
(四)　納入場所
県が指定する場所
(五)　一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年九月十六日（火）
二　入札に参加する者に必要な資格等
(一)　入札に参加する者に必要な資格
(1)　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
(2)　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(3)　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(二)　(一)(2)の資格に係る申請
(一)(2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年十月二十四日（金）までに提出すること。
三　契約条項を示す場所等
(一)　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課（電話〇一八―八六〇―二七三八）
(二)　入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月七日（火）から同月三十日（木）までの期間、随時交付する。
四　入札執行の日時及び場所
平成十五年十一月七日（金）午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
五　入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十条から第百六十三条までに規定することころによる。
六　その他
(一)　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(二)　入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
(三)　入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
(四)　落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
(五)　契約書作成の要否　要
(六)　提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
(七)　その他
詳細は、入札説明書による。
七　概要
Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 6 mini Vans
2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 7 November, 2003
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する物件の所在地、面積、予定価格等

番号	所在地	地目	面積（㎡）	予定価格（円）
一	鹿角市花輪字葉ノ木谷地一五番一	宅地	二、〇八二・五八	公表しない。
二	鷹巣町鷹巣字平崎上岱一三番二一三	宅地	二九四・五三	三、八八八、〇〇〇
三	大館市中道二丁目四番	宅地	二、〇六三・三九	公表しない。
四	大館市花岡町字大森野五番一二	宅地	二〇二・〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
五	大館市花岡町字大森野五番一五	宅地	二〇〇・二六	一、〇六〇、〇〇〇
六	二ツ井町荷上場字柳生六五番一	宅地	五一六・四一	八、四六二、〇七三
七	能代市落合字亀谷地五七番一	宅地	三一九・二七	三、九二七、〇二一
八	能代市落合字亀谷地五七番二	宅地	三二一・七三	三、九五七、二七九
九	能代市落合字亀谷地五七番三	宅地	三二四・二四	三、九八八、一五二
十	能代市落合字亀谷地五七番四	宅地	三二〇・二四	三、九三八、九五二
十一	能代市落合字亀谷地五七番五	宅地	三二二・四〇	三、九六五、五二〇
十二	能代市落合字亀谷地五七番六	宅地	三二四・四三	三、九九〇、四八九
十三	秋田市将軍野南五丁目三三番五八七	宅地	四〇二・九一	一五、六八一、〇〇〇
十四	秋田市高陽幸町四九番一及び五〇番一	宅地	三二二・九九	三一、九九〇、〇〇〇
十五	秋田市八橋本町二丁目一三四番三	宅地	四四二・三六	三四、六一九、二五七
十六	秋田市新屋勝平町二八三番一五	宅地	三五三・九二	九、四二〇、九五〇
十七	秋田市飯島緑丘町一六番八五九	宅地	三六六・九六	一六、八五五、四四九
十八	秋田市川尻若葉町二六八番二	宅地	二一八・九一	一六、九四四、〇〇〇
	男鹿市船川港字鳥屋			

十九	場一番一五八	宅地	二三一・五二	二、九八六、六〇八	
二十	男鹿市船川港字鳥屋場一番一六三	宅地	八六八・七二	一〇、四二四、六四〇	
二十一	男鹿市船川港字鳥屋場一番一六五	宅地	一六五・三〇	二、二八一、一四〇	
二十二	西仙北町刈和野字上ノ台荒屋敷一〇六番七	宅地	一七四・七四	二、〇六〇、〇〇〇	
二十三	横手市睦成字鶴巻四四番一一二	宅地	二二二・九八	一、九九八、〇〇〇	
二十四	横手市睦成字鶴巻四四番一六三	宅地	三八四・一一	四、三〇二、〇〇〇	
二十五	横手市睦成字鶴巻四四番一六四	宅地	三八四・五四	三、八八四、〇〇〇	
二十六	平鹿町醍醐字石成三八番四	宅地	六五七・六五	八、五四〇、〇〇〇	
二十七	湯沢市湯の原一丁目二一八番五	宅地	一六八・一四	五、三四七、〇〇〇	
二十八	湯沢市裏門二丁目二二九番三三	宅地	四四四・二六	四、五三一、〇〇〇	
二十九	湯沢市字下山谷六七番三	宅地	六〇〇・〇四	五、〇四〇、〇〇〇	
三十	湯沢市愛宕町一丁目	宅地	六五九・八〇	一三、九二二、〇〇〇	
三十一	湯沢市愛宕町五丁目三十番一	宅地	六六八・七八	一七、五八九、〇〇〇	
	四七番五				

二　契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付場所及び期間

番号	場所	期間	
一	秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八六―二二―〇四五六）	平成十五年十月七日（火）から同月二十九日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	
二	秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八六―六二―一二五一）	平成十五年十月七日（火）から同月二十八日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	
三～五	秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所（電話〇一八六―四九―二二一四）	平成十五年十月七日（火）から同月二十八日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	
六～十二	秋田県山本地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八五―五二―六二〇三）	平成十五年十月七日（火）から同月二十八日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	
十三～二十一	秋田県出納局管財課（電話〇一八―八六〇―二七三六）	平成十五年十月七日（火）から同月三十日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで	秋田県仙北地域振興

二十二	局総務企画部総務経理課（電話〇一八七―六三―五二二三）	平成十五年十月七日（火）から同月二十四日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
二十三～二十六	秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八二―三二―〇五九六）	平成十五年十月七日（火）から同月二十四日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで
二十七～三十一	秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課（電話〇一八三―七三―八一九一）	平成十五年十月七日（火）から同月二十七日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

三　入札執行の場所及び日時

番号	場所	日時
一	秋田県鹿角地域振興局大会議室	平成十五年十月三十一日（木）午前九時三十分
二	秋田県北秋田地域振興局会議室	平成十五年十月二十九日（水）午後一時三十分
三～五	秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所会議室	平成十五年十月二十九日（水）午後三時三十分
六～十二	秋田県山本地域振興局分館三階会議室	平成十五年十月二十九日（水）午前十一時
十三～二十一	秋田県出納局管財課入札室	平成十五年十月三十一日（金）午前十時
二十二	秋田県仙北地域振興局第五会議室	平成十五年十月二十七日（月）午前十一時
二十三～二十六	秋田県平鹿地域振興局第二会議室	平成十五年十月二十七日（月）午後二時
二十七～三十一	秋田県雄勝地域振興局第一会議室	平成十五年十月二十八日（火）午前九時三十分

四　入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを除く。）

五　入札参加申込みに必要な書類等

(一)　個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(二)　法人の場合

印鑑及び登記簿の謄本

六　入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七　入札の無効

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八　その他

その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班（電話〇一八―八六〇―二七三六）に照会のこと。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%